

議案第七十一号

港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

港区立生涯学習センター条例（平成九年港区条例第六十五号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第八条関係）

種別	午前	午後	夜間	備考
一〇一学習室	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	
二〇一学習室	四〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	
二〇二学習室	五〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	
二〇三学習室	九〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	
二〇四学習室	九〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	
二〇五学習室	九〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	
三〇一学習室	八〇〇円	一、一〇〇円	一、六〇〇円	

付帯設備	ピアノ	一式一回	四、四〇〇円	六、〇〇〇円	八、〇〇〇円	
	拡声装置	一式一回				
	映写用コンセント	一箇所一回				
	音響セット	一式一回				
映像機器セット	一式一回					スクリーン付
陶芸窯	一式一回	三、五〇〇円				
レクリエーションルーム						
三〇五学習室		一、八〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円		
三〇四学習室		一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円		
三〇三学習室		一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円		
三〇二学習室		四〇〇円	五〇〇円	五〇〇円		

備考

1 午前とは、午前九時から正午までを、午後とは、午後一時から午後五時までを、夜間とは、午後五時三十分から午後九時三十分までをいう。

2 付帯設備について一回とは、午前・午後・夜間のそれぞれをいう。ただし、陶芸窯については、全日の使用をもって一回とする。

付 則

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立生涯学習センター条例別表の規定は、平成二十六年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説明)

生涯学習センターの使用料を改定するため、本案を提出いたします。